



鳥取県公報

令和元年 10 月 1 日 (火)
第 9 1 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等の一部改正 (2 件) (270・271) (情報政策課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (272) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (273) (〃) 3
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (274) (〃) 3
	肥料の登録 (275) (くらしの安心推進課) 4
	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (276) (住まいまちづくり課) 4
	保安林の指定予定 (277) (森林づくり推進課) 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (278) (治山砂防課) 5
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見 (住まいまちづくり課) 5

告 示

鳥取県告示第270号

平成17年鳥取県告示第279号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日	条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
略				略			
鳥取県税 条例(平成 13年鳥取 県条例第 10号)	略 <u>第137条第 2項及び 第137の2 第2項</u>	自動車税の種 別割の課税免 除及び減免の 申請	略	鳥取県税 条例(平成 13年鳥取 県条例第 10号)	略 <u>第137条</u>	自動車税の課 税免除の申請	略

鳥取県告示第271号

平成30年鳥取県告示第728号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年10月1日前に取得された自動車に対して課する自動車取得税及び同日前に納税義務が発生した者に課する令和元年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日	条例等	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県税 条例(平成 13年鳥取 県条例第 10号)	<u>第137条の 9第1項</u>	自動車税の環 境性能割の申 告	略	鳥取県税 条例(平成 13年鳥取 県条例第 10号)	<u>第134条の 14第1項</u>	自動車取得税 の申告	略
	第144条	自動車税の種 別割の申告	略		第144条	自動車税の申 告	

鳥取県告示第272号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
皆生診療所	米子市新開四丁目5-1	令和元年8月31日
安田内科医院	米子市二本木539	〃

鳥取県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社兵庫福祉保険サービス	兵庫県神戸市須磨区戎町四丁目1-17	訪問介護ステーション松風の郷	岩美郡岩美町大字浦富1418-2	訪問介護	令和元年7月1日
有限会社さくら	西伯郡南部町倭397-20	おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭397-20	居宅療養管理指導	平成31年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社さくら	西伯郡南部町倭397-20	おおくに調剤薬局	西伯郡南部町倭397-20	介護予防居宅療養管理指導	平成31年3月31日

鳥取県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	休止年月日
-----	------------	-------------	--------------	-------

岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	岩美町訪問看護ステー ション	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成31年4月 1日
-------------------	----------------------	-------------------	----------------------	---------------

鳥取県告示第275号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規 格	生産業者の名称及び住 所	登録年月日
鳥 取 県 第561号	蒸製毛粉	フェザーミ ール	窒素全量 13.0	該当なし	米久おいしい鶏株式会 社 東伯郡琴浦町中尾84- 1	令和元年9月10 日

鳥取県告示第276号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称及び住所
社会福祉法人こうほうえん
米子市両三柳1400
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
 - (1) 米子市両三柳1400
 - (2) 米子市石井1238
 - (3) 米子市上後藤三丁目3-3
 - (4) 境港市誠道町2082

鳥取県告示第277号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町福成字八荷山2804の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第278号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

麻生D地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町麻生字村中118地先道路敷	1号
八頭郡八頭町麻生字麻生谷口115	2号
八頭郡八頭町麻生字麻生谷693	3号
八頭郡八頭町麻生字麻生谷690	4号
八頭郡八頭町麻生字六郎谷687	5号
八頭郡八頭町麻生字村中138-2	6号
八頭郡八頭町麻生字村中138-1地先道路敷	7号
八頭郡八頭町麻生字村中130-1	8号
八頭郡八頭町麻生字村中121-2地先道路敷	9号
八頭郡八頭町麻生字村中120地先道路敷	10号

公 告

令和元年7月9日付鳥取県公報第9117号で公告したドラッグコスモス淀江店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和元年10月15日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治